

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年6月号 | No. 6/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（UNITT のホームページ（<http://unitt.jp/>））は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2015年7月 7日（火）13：00-16：00 福岡県（九州工業大学）

2015年7月 9日（木）13：00-16：00 北海道（北海道大学）

2015年7月 14日（火）13：00-16：00 東京都（東京工業大学）

**PCT 作業部会**

第8回 PCT 作業部会が2015年5月26日から29日までジュネーブにて開催されました。

**規則の改正提案**

本作業部会では、2015年10月に開催されるPCT同盟総会での採択のために、いくつかのPCT規則の改正提案をPCT同盟総会に送付することに合意しました：

- 国内法で許可されている場合には、受理官庁は先の出願の調査又は分類結果の詳細を国際調査機関（ISA）へ送付する。通常は出願人の許諾なしで可能だが、出願人の許諾があつてのみそれらの結果を送付可能な場合には、受理官庁はその旨を国際事務局へ通知する（PCT/WG/8/18 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 60 から 70 及び附属書 I）参照）；
- 指定官庁は国内段階移行、国内公報、特許付与に関する情報を IB へ適時送付することが義務付けられる（PCT/WG/8/8 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 77 から 83 及び附属書 II）参照）。当該情報は PATENTSCOPE で閲覧可能となり、またバルク形式で他の特許情報サービス提供者に対し利用可能となり、国内権利が付与されたか否かに関する情報に大きな改善をもたらします；
- ある国際出願に関して、明らかに当該国際出願を公開する目的にかなわず、かかる情報の公表が如何なる者の個人的又は経済的利益を損なうものであり、且つ、かかる情報を入手できることに公益性がない場合には、出願人は公開された国際出願又は関連書類から当該情報を削除する請求が可能（PCT/WG/8/12 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 132 から 137 及び附属書 III）参照）。これにより誤って国際出願又は関連書類に含まれた特定の不適切な情報の除外が可能になります；
- 受理官庁は、優先権の回復請求に関して提出された書類の写しを IB へ転送することが義務付けられる（PCT/WG/8/14 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 138 から 141 及び附属書 IV）

参照)。しかしながら、上述の改正提案（国際出願又は公開された書類からの情報の除外に関して）の適用と同条件で、出願人は特定の書類が転送されないよう請求が可能です。主な違いは、この場合では“相当な注意”の要件が満たされることを証明するために、関連情報が故意に提供される可能性があることです。なお、主要な情報が公開されていない場合には、国内段階で優先権の回復請求は見直され、再度指定官庁へ同様の情報を提供することを要請される可能性があることに留意が必要です；

- 関係者が居住する地域の電子通信サービスの一般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、不可抗力の規定により期限延長を認める（PCT/WG/8/22 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 142 から 149 及び附属書 V）参照）。そのような停電は自動的に期限が遵守されなかったことを許容するのではなく、停電により期限が遵守されなかったこと、及びできる限り速やかに適切な措置をとったことを示す証拠を提出する必要があります；
- 出願人が IB に対して英語又は仏語以外の言語で文書を作成することを IB が認められるようにする授權規定の追加（PCT/WG/8/23 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 150 から 153 及び附属書 V）参照）。目的は、ePCT を利用して行われる通信の場合、公開言語（又は英語又は仏語、現時点のように）での通信を可能にすることです。IB が業務を効率的に管理する体制が整い、指定官庁又は第三者に対し不利な結果が生じない旨を確認した時点で、当該取決めは全ての通信に拡張する予定です。

## 国際出願手数料の設定

本作業部会は国際出願手数料の換算額の設定のための新しい取決めを勧告することに合意しました。PCT 総会により承認された場合、全通貨の国際出願手数料の換算額は一年に一度のみ設定され、IB はヘッジング契約を利用することで、受け取る国際出願手数料においてスイスフランと最も重要な 3 通貨（ユーロ、日本円及び米国ドル）間の為替変動による収入の損失を防ぐよう努めます（PCT/WG/8/15 及び PCT/WG/8/25（パラグラフ 21 から 36）参照）。今後 1 年間、IB は、同様の取決めを調査手数料に拡張する可能性や、コストとリスクを最小限に抑えるための“ネッティング”の利用、一元化されたクレジットカード払いの利用促進について検証します。

## 電子サービス

本作業部会は ePCT のインターフェイスが現在 10 言語で利用可能になった旨を留意しました。システム効率性の改善のための、特に国際出願において異なる官庁が受理官庁や ISA として行動するための基本的なインフラが整いました。システムが機能を最大限活かせるように、IB は業務の優先順位を設定します（PCT/WG/8/20 参照）。

本作業部会は関心のある指定官庁やユーザグループと共に要件の具体的な議論を促進するため、ePCT を利用して国内段階への移行を支援するインターフェース案を IB が準備している旨も留意しました（PCT/WG/8/19 参照）。

## その他の議題

本作業部会は、誤って提出された明細書の全体の差し替えを現在の“欠落部分”の規定に基づき許可するか否かの議題に関して、合意が得られる見通しがほとんどない旨を確認しました。しかしながら、本件は、特に電子システムにおいて気づかずに誤ったファイルを簡単に添付で

きてしまうので、出願人が直面している現実的な問題といえます。結果として、本作業部会は本件に特化した新たな規定の提案を準備するよう IB に求めました。本件の未決定な議論を踏まえ、IB は既存の異なった実務やそれらの影響を明確化するため受理官庁ガイドラインの修正を提案します (PCT/WG/8/4 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 112 から 123) 参照)。

本作業部会は同様に、国際出願と同日に提出された“先の”出願から優先権の主張を認めるか否かに関連する議題について、合意が得られていない旨を留意しました。本件が許可されるべきかどうか本作業部会では合意の見通しがたない状況でした。多くの締約国は、基本的には、パリ同盟総会が最終的な答えを出す機関であるとの認識を示しましたが、関係する国際出願数に対してそれを言及することは割に合わないこと、また特に解決策が見つかるか明確ではないことが懸念されました。受理官庁に対し国際段階における同日の優先権の主張を取り消すのではなく、国内段階において適切な国内法に従い決定がなされるよう要請する提案をするため、次回作業部会に向け検討資料を提出するよう IB に求めました (PCT/WG/8/5 参照)。

本作業部会は、IB が調整機関として手続きを支援できるような効果的な方法を特定する目的で、現在、他官庁の審査官支援のため各官庁が行っている研修に関する情報を収集するよう IB に求めました (PCT/WG/8/7 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 42 から 46) 参照)。

本作業部会は以下の文書も留意しました：

- 第 22 回 PCT 国際機関会合 (PCT/WG/8/2 及び *PCT Newsletter* 2015 年 2 月号参照)
- “PCT 手数料の弾力性の予測”に関する補足研究、手数料の額が一般の大学や途上国の大学の出願率に与える影響 (PCT/WG/8/11 参照)
- PCT に基づく技術援助の調整 (PCT/WG/8/16 参照)
- 国際機関の選定基準における品質事項の特定作業 (PCT/WG/8/3 参照)
- 欧州特許庁 (EPO) での PCT Direct サービス (優先権が主張された先の出願に関して作成された調査見解に対し出願人が反論や国際出願になされた補正の説明をするためのコメントの提出が可能) の利用 (PCT/WG/8/17 参照) – 当該サービスは 2015 年 7 月 1 日から他の受理官庁の出願人も EPO が ISA として選択された場合に利用できるよう拡張され、同様のサービスがイスラエル特許庁でも導入されました。
- 広域段階移行の際、ISA としての EPO により作成された否定的コメントに対する応答義務付けの要件に関する EPO による実施 (PCT/WG/8/24 参照)
- 補充国際調査制度のレビュー (PCT/WG/8/6 参照)
- PCT 最小限資料の特許文献の定義の改善に向けた作業 (PCT/WG/8/9 参照)
- PCT 配列表の標準の更新 (PCT/WG/8/13 参照)
- WIPO 標準 ST.14 の改訂 (引用された特許文献の参照を含むための提案) (PCT/WG/8/10 参照)
- カラー図面の効果的な出願と国際段階での手続に関する作業の遅延 (PCT/WG/8/21 参照)

## 要約及び作業文書

議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/8](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/8)

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

## PCT 技術協力委員会

第 28 回 PCT 技術協力委員会が PCT 作業部会と同じ期間の 2015 年 5 月 26 日から 29 日までジュネーブで開催されました。委員会はヴィシエグラード特許機構 (VPI) を PCT における国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定するための申請について議論しました。VPI に関する合意は 2015 年 2 月 26 日にヴィシエグラードの 4 カ国、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド及びスロバキアにより署名され、特許分野における政府間協力機関を設立します。委員会は VPI を ISA 及び IPEA として選定することを PCT 同盟総会に勧告することに合意しました。詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct\\_ctc\\_28/pct\\_ctc\\_28\\_4.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_28/pct_ctc_28_4.pdf)

## 国際出願の電子出願及び手続

アルジェリア、チェコ共和国及び南アフリカ：アルジェリア国立工業所有権機関、工業所有権庁（チェコ共和国）及び企業知的所有権委員会（CIPC）（南アフリカ）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

アルジェリア国立工業所有権機関、工業所有権庁（チェコ共和国）及び企業知的所有権委員会（CIPC）（南アフリカ）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2015 年 7 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。手数料表の項目 4 に掲載された適用される電子出願手数料のスイスフラン（アルジェリアの場合）、及びユーロ（チェコ共和国の場合）と南アフリカ・ランド（南アフリカの場合）の換算額は手数料表 I(a)に表示されます。

電子形式による国際出願の提出に関する CIPC の詳細は 2015 年 6 月 4 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。またアルジェリア国立工業所有権機関及び工業所有権庁（チェコ共和国）の詳細も当リンク先にてまもなく掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT 出願人の手引、附属書 C（CZ, DZ 及び ZA）が更新されました。

これにより ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 22 になりました<sup>1</sup>。

## PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

PCT Newsletter 2014年4月号の2ページ目でお知らせしたとおり、2015年7月1日にPCT-SAFE のPCT-EASY 機能が廃止されます。さらに、当日以降PCT 手数料表の項目4(a)に基づく手数料減額は適用されません。詳細はPCT Newsletter 2015年4月号の最初のページをご覧ください。

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの7月版 (Version 3.51.068.244) は6月末までに PCT 電子サービスのウェブサイトからダウンロード可能になります。

<sup>1</sup> ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CZ, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MY, RO/NZ, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA。

**重要**

この機会に作業中の PCT-EASY 出願を完了させ提出してください。そして、PCT-SAFE ソフトウェアを 7 月版へ更新する前に全ての様式とアドレス帳データのエクスポートをお願いいたします。

さらに、ePCT 出願への移行をお勧めいたします。ePCT 出願は現在、いくつかの受理官庁<sup>1</sup> に対してオンライン出願が可能です。

受理官庁としての米国特許商標庁 (RO/US) のための特別な EFS-Web 機能は PCT-SAFE ソフトウェアに残るため、出願人は“PCT-EASY.zip”ファイルを準備し EFS-Web システムへアップロードすることが引き続き可能です。当該機能の詳細は、下記リンク先のユーザガイド “Instructions for the use of PCT-SAFE in combination with EFS-Web (e-filing with RO/US) (EFS-Web (RO/US への電子出願) 機能のある PCT-SAFE の利用説明書)” をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user\\_documentation.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm)

PCT-SAFE の新バージョンの詳細は以下の PCT 電子サービスのウェブサイトにもまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

ePCT 出願やスタートガイドに関しては次のリンク先をご覧ください。

<https://pct.wipo.int>

又は PCT 電子サービスのヘルプデスク、[epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int) までご連絡ください。

**PCT 統計 2014****PCT 年次報告 (2015 年版)**

PCT 年次報告 (2015 年版) では、2014 年の PCT の活動及び進展が要約され、PCT 出願に関する包括的な統計 (上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む)、2014 年の国際特許制度の実績に関する統計、2013 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。2015 年版には、長期的な傾向及び最新動向の分析による PCT 制度におけるもっとも活発な出願人を評価する特別テーマが設けられています。PCT 国際段階、国内段階でのもっとも出願件数の多い出願人や地域別の情報を提供しています。

PCT 年次報告の英語 PDF 版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。なお、本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

- グラフや表のイメージ (タイトル、出典及び注記)
- グラフや表の詳細なデータ

**重要：PCT Newsletter の新しい電子メール通知サービス**

PCT Newsletter 2015年5月号でお知らせしたとおり、WIPOは2015年6月16日よりNewsletterとプレスリリースのための新しい配信プラットフォームへ移行します。そのため、現在、PCT Newsletter各号の発行を通知する電子メールを含む、そのような通知をすでに購読しており、今後もそのような通知をご希望でしたら、下記リンク先の新しい電子メールプラットフォームにて登録し、再度購読設定をお願いいたします。

<https://www3.wipo.int/newsletters/en/>

新しいプラットフォームへアクセスすると、全てのWIPO 電子メールやNewsletterの利用を管理したり、連絡先情報などを更新したりできる利用案内ページをご覧ください。登録手続は単純でお時間を取らせません。

新しいプラットフォームの PCT Newsletter を登録されない場合には、PCT Newsletter の発行に関する電子メールを受信できなくなります。登録が遅れると、重要な情報を見逃すかもしれませんので、お早めに！

**7月と8月の合併号**

次回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり7月後半に発行予定です。その次の9月号が出るまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、上述の新しい電子メールプラットフォームにて無料でご利用頂けます。PCT Newsletter を発行する際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内します。

さらに、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で8月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

**PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット****工業所有権庁（チェコ共和国）と日本国特許庁との新しい試行プログラムの開始**

2015年4月1日に、工業所有権庁（チェコ共和国）と日本国特許庁（JPO）は、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての JPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を得た PCT 出願に基づき、チェコ共和国の国内段階で早期審査を利用することが可能です。PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.upv.cz/en/ip-rights/patents/pphjp.html>

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_czech\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_czech_highway_e.htm)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

**PCT 最新情報**

BR：ブラジル（手数料）  
 CZ：チェコ共和国（電子出願、手数料）  
 DK：デンマーク（国内段階移行期限、国際出願の翻訳に関する要件）  
 DZ：アルジェリア（Eメールアドレス、電子出願、手数料）  
 EE：エストニア（手数料）  
 HU：ハンガリー（手数料）  
 MW：マラウイ（通信手段）  
 NZ：ニュージーランド（手数料）  
 PH：フィリピン（手数料）  
 RU：ロシア連邦（所在地とあて名）  
 SD：スーダン（手数料、出願言語）  
 US：アメリカ合衆国（電話及びファックス番号、インターネットアドレス、管轄国際機関、手数料）

***管轄国際機関としての日本国特許庁の指定***

米国特許商標庁（USPTO）は 2015 年 7 月 1 日から、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁及び USPTO に加え、日本国特許庁（JPO）を、アメリカ合衆国の国民及び居住者により受理官庁としての USPTO 又は IB に対し提出された国際出願の管轄国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として指定しました。

JPO は以下の条件を満たす国際出願に対してのみ管轄 ISA 及び IPEA となる旨ご留意ください：

- 英語で提出された国際出願であり、
- 国際出願の請求の範囲が特定の国際特許分類により定義される環境保全技術分野（まもなく公示（PCT 公報）に掲載）であり、
- 受理件数は、2015 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの 3 年間で USPTO からの国際出願は 5,000 件以下であり、且つ、1 年目は四半期毎に 300 件以下、また 2 年目、3 年目は四半期毎に 475 件以下。

JPO は当該官庁が ISA として調査を行った場合に限り IPEA として行動する旨ご留意ください。

ZA: 南アフリカ（電子出願、手数料）

調査手数料（欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁）

**PCT 関連資料の最新／更新情報**

**PCT 規則の修正（アラビア語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）**

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則改正が 2015 年 7 月 1 日に発効します（改正に関する詳細は、PCT Newsletter 2014 年 10 月号を参照）。

2015年7月1日発効のPCT規則の全文は、現在PDF形式で（英語、仏語、中国語に加え）アラビア語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

（アラビア語）<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>  
 （独語）<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>  
 （イタリア語）[http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct\\_regs2015.pdf](http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs2015.pdf)  
 （ポルトガル語）<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>  
 （ロシア語）<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>  
 （スペイン語）<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

## PCT FAQs（中国語とロシア語）

“外国における発明の保護：PCTに関するFAQ”の更新版が、PDF形式で中国語、ロシア語でそれぞれ下記のリンク先にて閲覧可能です。

（中国語）<http://www.wipo.int/pct/zh/faqs/faqs.html>  
 （ロシア語）<http://www.wipo.int/pct/ru/faqs/faqs.html>

## 特許協力条約及び規則（紙版）

2015年7月1日発効の英語、仏語版の特許協力条約（PCT）及び規則の条文集（紙版）が出版されました。

お値段は通常郵便で24スイスフラン、速達郵便で28スイスフランです。お求めの際は、WIPO出版番号 No.274 と出版言語を明示の上、下記WIPOのLibrary and Publications Distribution Sectionまでご連絡ください。

Fax: (41-22) 740 18 12  
 Eメール: [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)  
 あて先: 34, chemin des Colombettes  
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20  
 Switzerland

なお、他の言語版はまもなくご利用頂けます。上記に加え、2015年7月1日発効の特許協力条約及び規則のテキストはPCTウェブサイトでもアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

## PATENTSCOPE ニュース

### 国内コレクション：ポルトガル

PCT Newsletter 2015年2月号のお知らせに加え、PATENTSCOPE 検索サービスは3万4千件以上の完全に検索可能な明細書と請求の範囲（2007年以降に公開）を含む、10万件もの書誌データを有するポルトガルの国内特許コレクションを追加しました。下記のリンク先をご覧ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>



## 実務アドバイス

### 特定国からの出願人のための PCT 手数料減額の資格

**Q:** スロベニアの国民で居住者であり、受理官庁としてのスロベニア知的所有権庁へ国際出願（単独の出願人として）を提出する予定です。スロベニアが 2015 年 7 月 1 日より国際出願手数料の 90%減額の資格が与えられる国民と居住者の対象国の一覧に追加されると聞きました。2014 年 6 月 20 日に提出された先の出願の優先権の主張を希望するので、遅くとも 2015 年 6 月 20 日までに国際出願を提出する必要があります。2015 年 7 月 1 日前に出願を提出する場合、実際に手数料を支払うのが 7 月 1 日以降であれば、減額された手数料を支払うことができますか？

**A:** ご存知のように、特定の手数料減額の適格基準の改定は 2014 年 9 月に開催された第 46 回 PCT 同盟総会（PCT 総会）にて行われました。スロベニアは PCT 締約国のキプロス、ギリシャ、マルタ、ポルトガルとサウジアラビア、及び非 PCT 締約国であるバハマ、ナウル、パラオとスリナム<sup>2</sup>と共に対象国の一覧に追加され、その国民と居住者は PCT 手数料表の項目 5(a)に表示されるように、国際出願手数料、補充調査取扱手数料、及び取扱手数料の 90%減額が受けられます（PCT Newsletter 2014 年 10 月号の最初のページをご覧ください）。手数料表の改正の発効日は 2015 年 7 月 1 日です。

上記手数料減額の資格のある修正された対象国一覧を含む、改正された手数料表の発効日は 2015 年 7 月 1 日ですが、国際出願手数料の減額に関しては、修正された手数料表は **2015 年 7 月 1 日以降に受理官庁により受理された国際出願にのみ適用**されます。（PCT 規則 15.3 により、支払われる国際出願手数料の額は**受理官庁による国際出願の受理日**に適用される額となります。）よって、手数料をいつ支払うかによらず、当該出願に関しては 2015 年 6 月 30 日まで効力のある手数料表が適用されるため、国際出願手数料の 90%減額の資格は与えられません。たとえ国際出願が 2015 年 7 月 1 日以前に受理官庁により受理され 2015 年 7 月 1 日以降の国際出願日が認められた場合であっても（例えば、欠落していた図面が後になって提出される場合）、現在の（2015 年 7 月以前の）手数料表が当該手数料の支払いに適用されます。

しかしながら、補充国際調査の請求又は国際予備審査請求を提出する場合、補充調査取扱手数料及び取扱手数料に関しては、当該請求がいつ提出されるかによらず、本手数料が 2015 年 7 月 1 日以降に支払われるのであれば、国際事務局へ減額された手数料を支払うことが可能です。（PCT 規則 45 の 2.2(c)及び 57.3(d)により、本手数料の支払額は手数料の支払の日に適用される額となります。）

手数料表の改正に関する背景情報を含む詳細に関しては、次のリンク先から PCT 総会文書、特に PCT 規則の改正提案（PCT/A/46/3）及び報告書（PCT/A/46/6 のパラグラフ 15 から 17 及び附属書 I 及び II）をご参照ください。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33287](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287)

手数料表の項目 5(a)及び(b)に表示される手数料減額の資格を有する国民と居住者の対象国の一覧は次のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees>

<sup>2</sup> 非 PCT 締約国からの出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住している出願人と PCT 出願を提出する必要があり、当該出願人も手数料減額の資格を有する場合にのみ手数料減額を受けることが可能です。

上記ウェブページには現在適用されている一覧に加え、2015年7月1日以降に適用される一覧へのリンクがあります。2015年7月1日に適用される一覧は今後5年間有効ですが、上記期間内でも、ある国が適用条件を満たし、一覧に追加されるようWIPO事務局長へ請求した場合、その国は一覧に追加される可能性があります。

電子出願による国際出願手数料の減額（手数料表の項目4）を受けるには、貴国の国内法において出願が制限される可能性はありますが、受理官庁としての国際事務局又は欧州特許庁への電子形式（例えば、ePCT出願システムを利用）による国際出願を検討されてもいいでしょう。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧